

内部質保証人材育成 講座について

一般社団法人 全国専門学校教育研究会

【目次】

第1編 内部質保証人材育成講座…………… 1

1. ニーズ分析…………… 1

- 1－1. 「内部質保証人材」の人材像……………1
- 1－2. 「内部質保証人材」に必要な知識・技術等について……………3
- 1－3. 「内部質保証人材」に求められる行動特性(能力)等……………4
- 1－4. ヒアリング調査における、その他の意見……………6

2. カリキュラム設計…………… 8

- 2－1. カリキュラム設計方針……………8
- 2－2. 到達目標……………8
- 2－3. 評価方法・評価基準……………8
- 2－4. 受講対象者……………9
- 2－5. 学習時間数および学習形態……………9
- 2－6. 「内部質保証人材育成講座」カリキュラム(案)……………9

3. 内部質保証人材育成講座＜概論＞…………… 11

- 3－1. 「内部質保証概論」(1. 5h)……………11
- 3－2. 「評価概論」(1. 0h)……………12

4. 内部質保証人材育成講座＜各論＞…………… 14

- 4－1. 「学校評価に関連する法令等」(0. 5h)……………14
- 4－2. 「内部質保証のための体制整備」(1. 5h)……………15
- 4－3. 「評価基準詳解」(2. 5h)……………17

5. 内部質保証人材育成講座＜演習＞…………… 20

5-1.「内部質保証のための自己点検評価演習」(2.0h)...20

5-2.「自己点検評価表作成演習(実践編)」(3.0h).....22

第2編 内部質保証人材育成講座 担当講師養成講座 26

1. カリキュラム設計 26

1-1. カリキュラム設計方針26

1-2. 到達目標26

1-3. 評価方法・評価基準26

1-4. 受講対象者.....27

1-5. 学習時間数および学習形態27

2. プログラム構成 28

【資料】「内部質保証概論」テキスト 30

第 1 編 内部質保証人材育成講座

1. ニーズ分析

内部質保証人材とは、専門学校内部において質保証を行える体制を整備するための人材である。令和6年6月に学校教育法の一部を改正する法律が公布され(令和8年4月1日施行)、その中で、教育の質の保証を図るための措置として、専門課程を置く専修学校に、①大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けられるとともに、②外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務が定められた。これにより、今後、自己点検評価の意義が高まるとともに、こうした内部質保証人材の必要性が増すことが想定される。

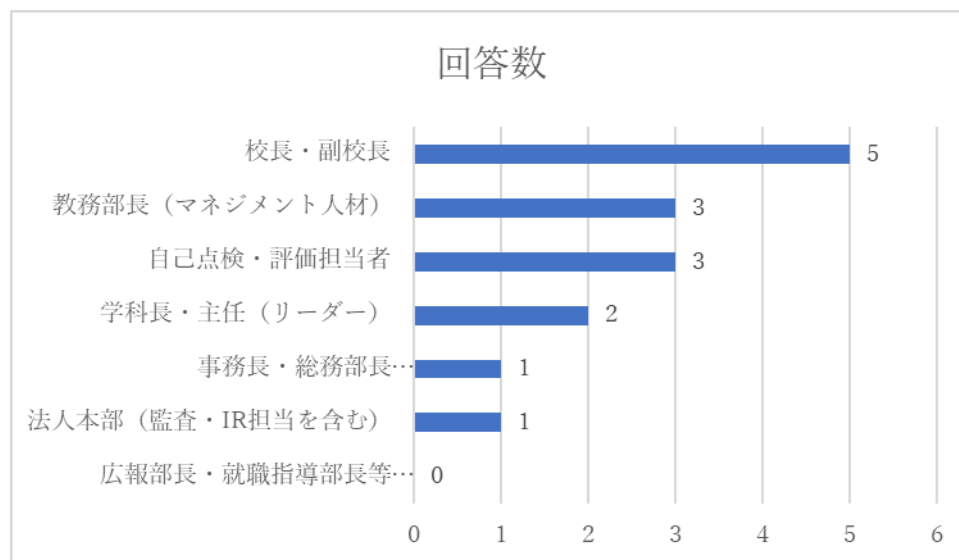
内部質保証人材養成研修のカリキュラムを設計するにあたり、職業実践専門課程を有する専門学校 1,110 校を対象としてアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、専門学校5校を選び、対面によるヒアリング調査を実施することで、内部質保証人材が有すべきコンピテンス等についてニーズ分析を行った。また、これらと併せて、一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下、TCE 財団という。)が毎年行っている「専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習」を受講した方々へのヒアリング調査(オンラインでの調査)も行い、類似の研修受講者の意見も収集した。

1-1. 「内部質保証人材」の人材像

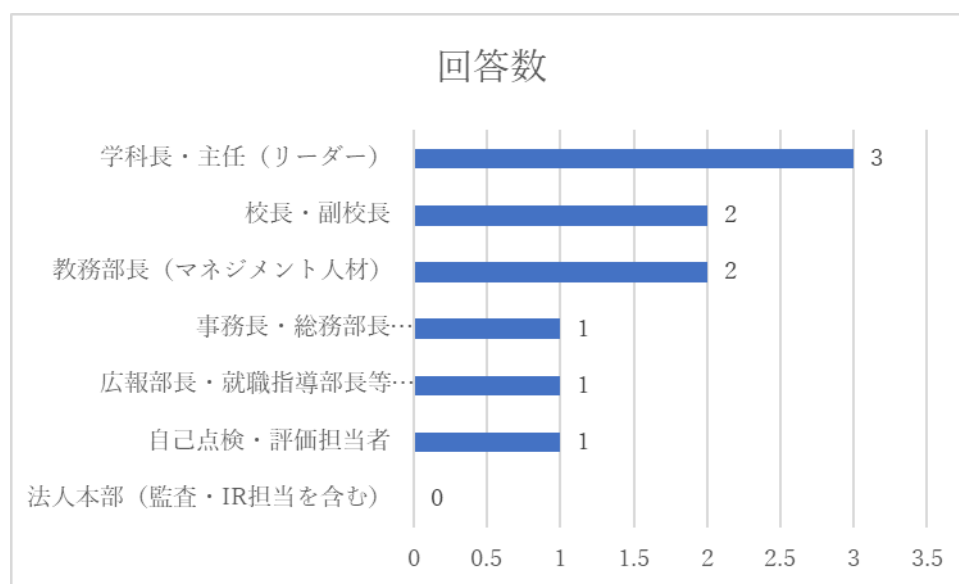
内部質保証人材とは、専門学校内部において質保証を行える体制を整備するための人材であり、具体的には、職業教育の質そのものを評価し、必要に応じて改善するという教務担当者(責任者)としての役割と、職業教育のマネジメント(つまり、学校の運営も含めたマネジメント)ができる運営管理者としての役割を期待される人材である。

ここではまず、5校へのヒアリング調査結果を中心に、「現状、どのような役職(または経歴)の方が「内部質保証人材」の役割を担っているか。」と、「今後、「内部質保証人材」として業務を担当する方を指名するにあたって、どのような役職を経験されている方を適任と考えるか。」について確認し、「内部質保証人材」の人材像を描き出していく。

「現状、どのような役職(または経歴)の方が「内部質保証人材」の役割を担っているか。」
(対象:専門学校5校)



「今後、「内部質保証人材」として業務を担当する方を指名するにあたって、どのような役職を経験されている方を適任と考えるか。」(対象:専門学校5校)



これらヒアリング結果から見てくるのは、現状、自己点検評価等に取り組む内部質保証人材という役割は、校長・副校長といった学校運営責任者や教務部長などのマネジメント人材、TCE 財団の「専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習」や

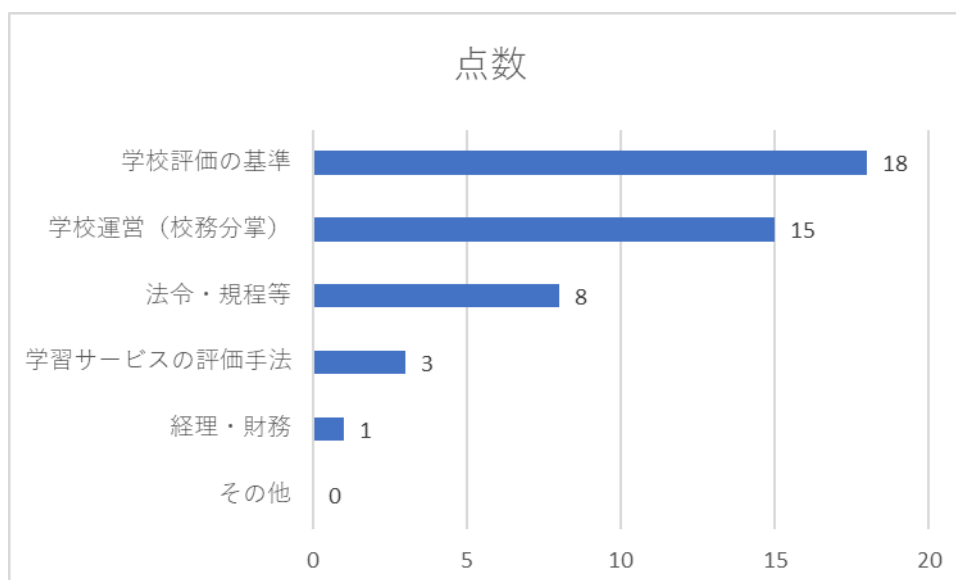
JAMOTE 認証サービス株式会社(以下、JAMOTEC という)の「ISO 29993 内部監査員養成セミナー」などの評価者養成(内部質保証人材養成)研修を受講した者が果たしていることが多いということである。また、今後、こうした役割を果たす人材として、学科長・主任という教務のリーダーに期待が寄せられていることもわかった。

1-2. 「内部質保証人材」に必要な知識・技術等について

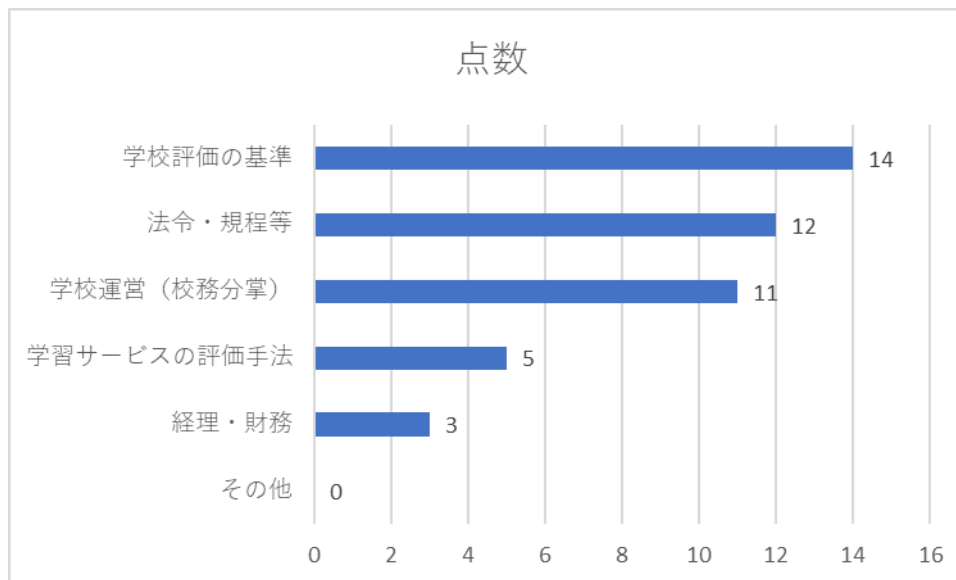
次に、「内部質保証人材」に必要な知識・技術等について、候補を挙げ、選択方式で順位付けをして回答してもらい、その結果について1位と回答された項目に5点、2位に3点、3位に1点を加算することとして集計した。なお、「内部質保証人材」に必要な知識・技術等の候補として挙げた項目は、①学校評価の基準、②学校運営(校務分掌)、③法令・規程等、④学習サービスの評価手法、⑤経理・財務、そして⑥その他の6項目である。

これらの集計・分析は、「内部質保証人材養成研修」のカリキュラムづくりに役立てるためのものであるので、「内部質保証人材」として業務を担当するにあたって、特に重要と考えられる知識・技術等」を尋ねるだけでなく、「研修(トレーニング)を行うことが効果的と考えられる知識・技術等」についても質問している。

「内部質保証人材」として業務を担当するにあたって、特に重要と考えられる知識・技術等を上位3つ選んだ結果(点数換算)」



「内部質保証人材」として業務を担当するにあたって、研修(トレーニング)を行うことが効果的と考えられる知識・技術等を上位 3 つ選んだ結果(点数換算)」



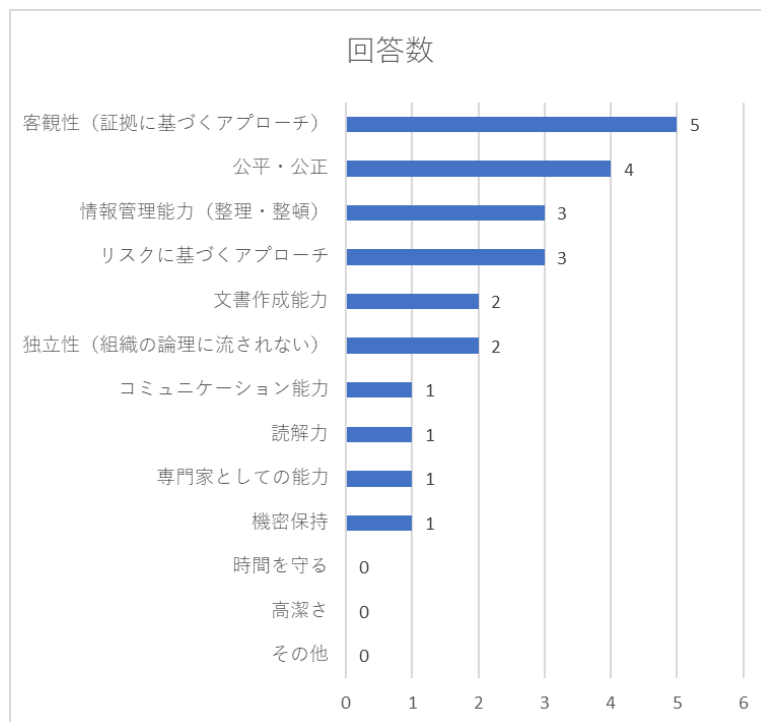
これらヒアリング結果により、「内部質保証人材」として業務を担当するにあたって、特に重要と考えられる知識・技術等として、①学校評価の基準、②学校運営(校務分掌)、③法令・規程等が挙げられた。

1-3. 「内部質保証人材」に求められる行動特性(能力)等

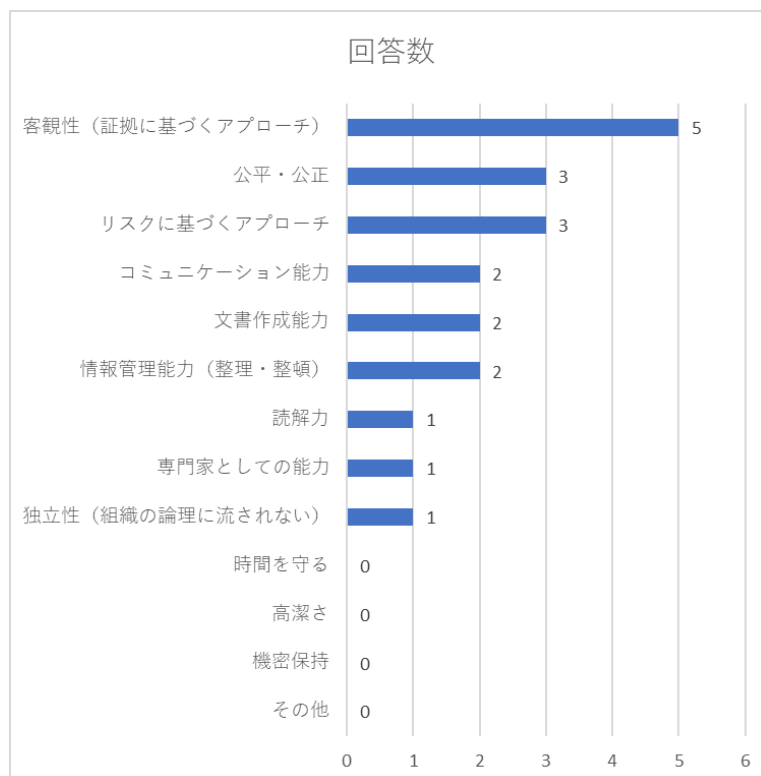
「内部質保証人材」に求められる行動特性(能力)等について、候補を挙げ、選択方式で回答してもらい、その結果について集計した。なお、「内部質保証人材」に求められる行動特性(能力)等の候補として挙げた項目は、①コミュニケーション能力、②文書作成能力、③読解力、④情報管理能力(整理・整頓)、⑤時間を守る、⑥高潔さ、⑦公平・公正、⑧専門家としての能力、⑨機密保持、⑩独立性(組織の論理に流されない)、⑪客観性(証拠に基づくアプローチ)、⑫リスクに基づくアプローチ、そして⑬その他の13項目である。

これらの集計・分析は、「内部質保証人材養成研修」のカリキュラムづくりに役立てるためのものであるので、「内部質保証人材」として業務を担当するにあたって、特に重要と考えられる行動特性(能力)等」を尋ねるだけでなく、「研修(トレーニング)を行うことが効果的と考えられる行動特性(能力)等」についても質問している。

(1) 「内部質保証人材」として業務を担当するにあたって、特に重要と考えられる行動特性(能力)等を上位 5 つ選んだ結果(回答数)



(2) 「内部質保証人材」として業務を担当するにあたって、研修(トレーニング)を行うことが効果的と考えられる行動特性(能力)等を上位 5 つ選んだ結果(回答数)



1-4. ヒアリング調査における、その他の意見

(1) 内部質保証人材として、どのような能力を有する人材を養成したいか

5校にヒアリング調査した結果を整理すると、以下のとおりとなる。

- ・ 職業教育の質保証や評価について、中身や用語を知っている人材であることを前提として、公平・公正に、かつ客観的に言いにくい事を言える事が大切で、それを伝えられる人間性、コミュニケーション能力が必要。
- ・ 校務分掌はもちろん学校運営、経営の事も理解している人材。
- ・ リスクマネジメント、客観性は一番重視しているところ。行動特性でいうと、「公平・公正」、「専門家としての能力」、「客観性」を持った人材。
- ・ 違和感を感じることができる人材。よい方向に行っていないことに気づける人。気づいたことに対して学校の置かれている状況を客観的に分析して、改善のための行動までしっかりと移せる人。言い換えれば、問題点に気づける人。問題点の改善活動ができる人材。
- ・ 文章作成能力はあってほしいと思う。

(2) 「内部質保証人材育成研修」にて、どのような研修(トレーニング)をさせてほしいか

5校にヒアリング調査した結果を整理すると、以下のとおりとなる。

- ・ 伝える時の、話し方、伝え方、言葉の選び方(相手に威圧的に感じさせないように)。
- ・ コミュニケーションに近いのかもしれないが、「人との関わり方」をやってほしい。学生に対してだけではなく、対人関係について、研修でやってほしい。
- ・ 学校評価の基準を理解した上で、学校運営ができるトレーニング。気づける力を伸ばす研修。
- ・ 文章能力(文章作成能力・読解力)を伸ばす研修。
- ・ 知識はオンライン、オンデマンドでも身に付けられるので、演習、ロールプレイに時間をかけてほしい。演習は可能であれば対面が良い。

(3) 「職業教育の質を担保するための内部質保証人材」には、どのような業務を遂行することが求められると考えるか

5校にヒアリング調査した結果を整理すると、以下のとおりとなる。

- ・ 経営の一端を担える人材になることによって、学校運営全体を俯瞰して見ていくことが求められる。
- ・ 「専門の職業教育として社会から何が求められているか」、「学生が求めているものは何か」に目を向け、これを実施していることが大切である。
- ・ 職業教育として評価制度がしっかりしている事が大事である。学校が設定したプロセスまたは立てた目標に対してきちんとやれているかをチェックする人。
- ・ 「どうすれば現場の人に動いてもらえるか」を考え、遂行できること。
- ・ 企業とどう連携するか、実務家とどう関わっていくか、それを教育にどう取り入れるかを考え、実践すること。企業と繋がって、学生の教育にどう繋げていくかを考え、それを実行することが求められる。
- ・ 現場に対して、内部質保証人材が評価、チェックした結果に対して、チェックだけで終わっては意味がないので、現場の人にどう動いてもらえるかのアプローチを内部質保証人材またはマネジメント人材が行うことになり、その連携が重要になる。

2. カリキュラム設計

2-1. カリキュラム設計方針

- ・ ニーズを分析し、到達目標を描くとともに、求められる知識・技術・行動特性を整理する。
- ・ 求められる知識・技術・行動特性が身に付けられたことをどのように評価できるか、評価方法・評価基準を作成する。
- ・ 受講対象者(前提とする知識・技術・経験等)を明確にし、学習時間数と学習形態を明確にする。

2-2. 到達目標

- ① 学校評価の基準に基づいて評価できる。
- ② 現状を客観的に分析し、改善提案ができる。
- ③ 改善策を具体的な活動に移し、教育の質向上を図れる。
- ④ 学校評価の基準を作ることができる。(上級編)

2-3. 評価方法・評価基準

- ・ 知識の習得については、ペーパーテスト(IT を活用するテスト形式を含む)にて確認。
- ・ 技術および行動特性については、実習やグループワークなどで確認するものとして、ファシリテーターが評価シート(ルーブリックによる定性評価を含む)を用いて評価する。
- ・ ペーパーテストの合格基準は正答率 70%以上とする。
- ・ 評価シートの評価基準の詳細(ルーブリック等)は別途とするが、原則として下記の 4 段階評価を用いるものとする。

レベル	評価基準
レベル4	下位者に教えることができるレベル。
レベル3	上位者・周囲の支援を受けず、一人でできるレベル。
レベル2	ほぼ一人でできる。(一部、上位者・周囲の助けが必要なレベル)
レベル1	できていない。(常に、上位者・周囲の助けが必要なレベル)

2-4. 受講対象者

- ・ 学内で内部質保証を担う方(その予定の方)
- ・ 具体的には、下記のような人材が想定されるが、下記に限定されるものではない。(学校の考え方、人材育成計画により異なると想定。)
- 現在、内部質保証を担当している校長・副校長(学校運営責任者)、教務部長(教務系マネジメント人材)、事務長・総務部長(事務系マネジメント人材) 等
- 今後、内部質保証を担当する学科長・主任(リーダークラス)、自己点検評価担当者 等、ならびに、それらの予定者・候補者

2-5. 学習時間数および学習形態

総時間数: 12時間

うち、オンデマンド講座: 7時間 (概論および各論)

対面講座: 5時間 (演習)

2-6. 「内部質保証人材育成講座」カリキュラム(案)

	項目名	講座内容	時間数(h)
概論	内部質保証概論	内部質保証が求められるようになった社会背景。 内部質保証の法的根拠。 職業教育の質の保証と情報公開。	1. 5h
	評価概論	相対評価と絶対評価。 学生の成績評価(アセスメント)と授業評価。 学生アンケート(満足度調査)の分析と評価。	1. 0h
各論	学校評価に関連する法令等	学校教育法の一部改正について、ほか、学校評価に関連する法令等について。	0. 5h
	内部質保証のための体制整備	自己点検評価の在り方。 エビデンスの整理方法と文書管理の基礎。 客観的評価の手法と評価チームづくり。	1. 5h
	評価基準詳解	令和7年に発行予定の「専修学校における学校評価ガイドライン(改訂版)」(仮称)に基づき、第三者評価等の外部評価への対応にも配慮して、自己点検評価の評価基準について詳解。	2. 5h

演習	内部質保証のための 自己点検評価演習	本講座全体の総括として位置づけ、概論・各論を通じてここまで学んできた知識を活用して、自己点検評価実施事例を読み解き、グループで議論・検討することで、自己点検評価の技術と行動特性を身につける。	2. 0h
	自己点検評価表作成演習(実践編)	概論・各論を通じてここまで学んできた知識を活用して、対面講座当日までに自校の自己点検評価(案)を作成し、エビデンス(一部のみ)とともに持参する。 グループ内で発表(内容説明)し、意見交換を行うことで、自己点検評価の技術と行動特性を身につける。	3. 0h

3. 内部質保証人材育成講座＜概論＞

3-1. 「内部質保証概論」(1. 5h)

(1) 到達目標

内部質保証が求められるようになってきた社会背景と、内部質保証の法的根拠を理解し、内部質保証の必要性・重要性を理解する。

また、職業教育の質の保証と情報公開の関係について理解する。

(2) 教材・準備

映像コンテンツまたは音声付スライドを教材とする。(オンデマンド講座)

(3) 評価方法・評価基準

理解度確認テスト(ペーパーテスト(IT を活用するテスト形式を含む))にて確認。

正答率 70%以上にて合格。

(4) 授業計画

	内容	留意点
導入	目的: 本講座の全体像を示すとともに、内部質保証人材ならびに内部質保証人材育成のイメージを共有することで、講座に対する興味を掻き立てる。 教育の質保証に関して、専門学校と他の高等教育機関との比較を紹介し、専門学校における内部質保証の必要性を理解する。	内部質保証という取組の意義、重要性について、理解を促すこと。
展開	①内部質保証が求められるようになった社会背景 内部質保証とは／高等教育における内部質保証／民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン／教育振興基本計画／専修学校における学校評価ガイドライン／職業教育のマネジメントとPDCA／職業実践専門課程／内部質保証と3つのポリシー／教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)／高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約／高等教育の修学支援新制度 ②内部質保証の法的根拠	職業教育機関としての専門学校において、どのような経緯で内部質保証が求められるようになったのか、理解を促すこと。

	学校教育法の一部を改正する法律 ③職業教育の質の保証と情報公開 自己点検評価による教育の質の保証と情報公開が担う役割	
まとめ	【到達目標】を確認し、理解度確認テストにより、受講者のアセスメントを行う。(内部質保証が求められるようになってきた社会背景と、内部質保証の法的根拠を理解し、内部質保証の必要性・重要性を理解できたか。また、職業教育の質の保証と情報公開の関係について理解できたか。)	理解度確認テストを実施

3-2.「評価概論」(1.0h)

(1) 到達目標

- ① 相対評価と絶対評価の違いを理解するとともに、知識・技術・行動特性等を評価する際の様々な手法を整理・理解し、適切な成績評価(アセスメント)の手法を選択できる。
- ② 学生の成績評価と授業評価の関係と役割、それぞれの目的と方法を把握し、教育の質向上に活用できる。
- ③ 学生アンケート(満足度調査)の分析と評価を適切に行い、データに基づいた教育改善に活かせる。
- ④ 評価の公正性・妥当性・信頼性を理解し、適切なフィードバックを提供できる。

(2) 教材・準備

映像コンテンツまたは音声付スライドを教材とする。(オンデマンド講座)

(3) 評価方法・評価基準

理解度確認テスト(ペーパーテスト(ITを活用するテスト形式を含む))にて確認。

正答率 70%以上にて合格。

(4) 授業計画

	内容	留意点
導入	目的:評価の基本概念を共有し、授業の全体像を把握する。	

	・授業の目的・到達目標の説明 ・「評価」と聞いて思い浮かぶことを参加者に問いかける(アイスブレイク)	
展開	①相対評価と絶対評価のメリット・デメリット。 評価規準と判定基準(評価基準)／診断的評価・形成的評価・総括的評価／ルーブリック評価 ②学生の成績評価(アセスメント)と授業評価。 知識・技術・行動特性のアセスメント／アセスメントの役割／アセスメントと授業評価／授業評価と講師の評価 ③学生アンケート(満足度調査)の分析と評価。 学生からのフィードバックの活用方法	
まとめ	【到達目標】を確認し、理解度確認テストにより、受講者のアセスメントを行う。(相対評価と絶対評価の違いを理解するとともに、知識・技術・行動特性等を評価する際の様々な手法を整理・理解し、適切な成績評価(アセスメント)の手法を選択できるようになったか。学生の成績評価と授業評価の関係と役割、それぞれの目的と方法を把握し、教育の質向上に活用できるようになったか。学生アンケート(満足度調査)の分析と評価を適切に行い、データに基づいた教育改善に活かせるようになったか。)	理解度確認テストを実施

4. 内部質保証人材育成講座＜各論＞

4-1. 「学校評価に関連する法令等」 (0.5h)

(1) 到達目標

- ① 教育基本法の理念を理解し、専修学校教育における学校評価の意義を説明できる。
- ② 学校教育法およびその施行令・施行規則に基づく学校評価の法的枠組みを理解し、適切な運用ができる。
- ③ 専修学校設置基準に基づく学校評価の要件を把握し、実務に活かせる。
- ④ 学校評価の適正な実施と教育の質向上のために、法令等を適切に活用できる。

(2) 教材・準備

映像コンテンツまたは音声付スライドを教材とする。(オンデマンド講座)

(3) 評価方法・評価基準

ペーパーテスト(ITを活用するテスト形式を含む)にて確認。

正答率 70%以上にて合格。

(4) 授業計画

	内容	留意点
導入	目的：学校評価の法的根拠を理解する重要性を共有し、講義の全体像を把握する。 ・授業の目的・到達目標の説明	
展開	① 教育基本法と学校評価 ・教育基本法(第1条～第16条)の概要 ・専修学校教育の目的と学校評価との関連 ② 学校教育法およびその施行令・施行規則 ・学校教育法(第1章・第2章):学校の設置・運営に関する基本ルール ・施行令・施行規則における学校評価に関連する条項の整理 ・学校評価を適切に実施するための法的要件 ③ 専修学校設置基準と学校評価	

	・専修学校設置基準の概要(設置条件、教育課程、教員資格、施設設備など) ・学校評価に関する基準とその運用(内部評価・外部評価の要件) ・実務適用のポイント(改善・認証評価との関連)	
まとめ	学んだ内容を整理し、今後の実践に活かせるようにする。 【到達目標】を確認し、理解度確認テストにより、受講者のアセスメントを行う。(教育基本法の理念を理解し、専修学校教育における学校評価の意義を説明できるようになったか。学校教育法およびその施行令・施行規則に基づく学校評価の法的枠組みを理解し、適切な運用ができるようになったか。専修学校設置基準に基づく学校評価の要件を把握し、実務に活かすことができるようになったか。)	理解度確認テストを実施

4-2.「内部質保証のための体制整備」(1.5h)

(1) 到達目標

- ① 各部署(広報部、教務部、学生部、就職指導部、総務部など)の役割を理解し、内部質保証のための組織的な体制を整備できる。
- ② 自己点検評価の意義と手法を理解し、継続的な改善に活かせる。
- ③ 学校関係者評価を適切に実施し、ステークホルダー(利害関係者)の意見を学校運営に反映できる。
- ④ 第三者評価の重要性を理解し、外部機関の評価を活用して教育の質向上を図れる。
- ⑤ 内部質保証のPDCAサイクルを確立し、全校的な取組として運用できる。

(2) 教材・準備

映像コンテンツまたは音声付スライドを教材とする。(オンデマンド講座)

(3) 評価方法・評価基準

ペーパーテスト(ITを活用するテスト形式を含む)にて確認。

正答率 70%以上にて合格。

(4) 授業計画

	内容	留意点
導入	目的：内部質保証の必要性を理解し、授業の全体像を把握する。 ・内部質保証とは何か？（外部評価との違い） ・なぜ専修学校において内部質保証が求められるのか？	
展開	目的：内部質保証のための体制整備と、各種評価の具体的な運用方法を理解する ① 各部署の役割と体制構築 ・広報部、教務部、学生部、就職指導部、総務部など各部署の役割 ・内部質保証のための組織体制と責任の明確化 ・他部署との連携を促進するための方法 ② 自己点検評価の実施 ・自己点検・評価とは？（学校教育法第105条との関連） ・自己評価の進め方（評価項目の設定・データ収集・エビデンスの整理・報告書作成） ③ 学校関係者評価と第三者評価 ・学校関係者評価とは？（対象者、実施方法、フィードバックの活用） ・第三者評価とは？（評価機関、認証評価、継続的改善との関係） ・他校の事例を紹介しながら、外部評価の有効な活用方法を学ぶ ④ 内部質保証のPDCAサイクルの確立 ・各評価結果をどのようにPDCAに組み込むか ・改善のためのアクションプラン作成演習	

まとめ	学んだ内容を整理し、今後の実践に活かせるようにする。 【到達目標】を確認し、理解度確認テストにより、受講者のアセスメントを行う。（各部署（広報部、教務部、学生部、就職指導部、総務部など）の役割を理解し、内部質保証のための組織的な体制を整備できるようになったか。自己点検評価の意義と手法を理解し、継続的な改善に活かせるようになったか。学校関係者評価を適切に実施し、ステークホルダー（利害関係者）の意見を学校運営に反映できるようになったか。第三者評価の重要性を理解し、外部機関の評価を活用して教育の質向上を図れるようになったか。内部質保証の PDCA サイクルを確立し、全校的な取組として運用できるようになったか。）	理解度確認テストを実施
-----	--	-------------

4-3. 「評価基準詳解」（2. 5h）

（1）到達目標

第三者評価につながる自己点検評価のための評価基準を理解し、自校の評価基準づくりに活かせるようになる。（ただし、第三者評価につながる自己点検評価のための評価基準については、令和 7 年度内に文部科学省から公表される見込みであるため、具体的な到達目標およびカリキュラムについては、それらが公表されてから改めて検討するものとする。）ここでは、暫定的に、以下の 7 項目を挙げる。

- ① 教育理念・目的・目標に基づいた適切な評価基準の設定方法を理解する。
- ② 教育課程・教育の実施の評価基準を把握し、カリキュラムや授業改善に活かせる。
- ③ 学生の受け入れ・学生支援に関する評価指標を理解し、学習環境の充実に貢献できる。
- ④ 学修成果の評価方法を学び、学生の成長を的確に測定・分析できる。
- ⑤ 教育実施組織・教員の評価基準を理解し、教育の質向上につなげる。
- ⑥ 教育環境の整備・管理の評価基準を把握し、適切な学習環境を提供できる。

⑦ 教育活動の基盤と改善・向上の取組に基づく評価の PDCA サイクルを理解し、持続的な質保証を実践できる。

(2) 教材・準備

映像コンテンツまたは音声付スライドを教材とする。(オンデマンド講座)

(3) 評価方法・評価基準

ペーパーテスト(IT を活用するテスト形式を含む)にて確認。

正答率 70%以上にて合格。

(4) 授業計画

	内容	留意点
導入	目的：評価基準の意義を理解し、授業の全体像を把握する。 ・ 授業の目的・到達目標の説明 評価基準の全体像説明 ・ 専修学校における評価基準の役割と重要性 ・ 評価基準の構成要素(①～⑦)の概要紹介 ・ 評価基準と内部質保証・外部評価の関係	
展開	目的：各評価基準を具体的に理解し、実践的な活用方法を学ぶ ① 教育理念・目的・目標の評価 ・ 教育理念と学校のミッション・ビジョンの明確化 ・ 目標設定の妥当性と評価方法 ② 教育課程・教育の実施の評価 ・ カリキュラム設計と科目編成の評価 ・ 教育の実施方法(アクティブラーニング、PBL 等) ③ 学生の受け入れ・学生支援の評価 ・ 入学者受け入れの方針と選抜方法の評価 ・ 学生支援(キャリア支援、生活支援、メンタルサポート)の評価指標 ④ 学修成果の評価 ・ 学修成果の測定方法(ルーブリック、ポートフォリオ等)	

	・ 資格取得率・就職率・進路決定率の分析 ⑤ 教育実施組織・教員の評価 ・ 教員の適格性評価(資格・経験・教育実績) ・ FD(ファカルティ・ディベロップメント)の実施と改善 ⑥ 教育環境の評価 ・ 教育環境(施設・設備・ICT 環境)の整備状況 ・ 学生・教員の満足度調査とその活用 ⑦ 教育活動の基盤と改善・向上の取組 ・ 学校の自己点検評価の仕組み ・ PDCA サイクルによる継続的改善	
まとめ	学んだ内容を整理し、今後の実践に活かせるようにする。 【到達目標】を確認し、理解度確認テストにより、受講者のアセスメントを行う。	理解度確認テストを実施

5. 内部質保証人材育成講座＜演習＞

5-1. 「内部質保証のための自己点検評価演習」(2.0h)

(1) 到達目標

- ① 自己点検評価の目的とプロセスを理解し、適切な評価手法を実践できる。
- ② 「自己点検評価表利用の手引き」を活用し、評価基準に基づいた実践的な点検を行える。
- ③ グループ演習を通じて、評価事例を分析し、実務に活かせるスキルを習得する。
- ④ ファシリテーターのフィードバック(ルーブリック評価)を受け、自らの評価能力を向上させる。

(2) 教材・準備

- ・ 対面によるグループ演習を想定。(1グループ5～6名)
- ・ 教材は、配布資料として「自己点検評価実施事例①～③」を作成。(グループワークを行う会場のみでの使用として、グループワーク実施後に回収。回答用紙については持ち帰り可能とする。)
- ・ 4-3「評価基準詳解」にて使用した「自己点検評価表利用の手引き」を持参させる。

(3) 評価方法・評価基準

- ・ ファシリテーターが評価シート(ルーブリックによる定性評価を含む)を用いて、グループワークでの活動内容を評価。
- ・ 合否判定ではなく、評価結果を受講者本人と共有。

(4) 授業計画

	内容	留意点
導入	目的：自己点検評価の基本概念と、演習の目的・進め方を理解する。 【オープニング】(5分) ・ 授業の目的・到達目標の説明 ・ 「自己点検評価の経験があるか」「評価に関して感じている課題」を問いかけ、意識を高める(アイスブレイク) 【自己点検評価の基礎】(15分)	

	・ 自己点検評価の目的・意義(内部質保証の観点から) ・ 評価プロセスの流れ(計画→実施→分析→改善) ・ 「自己点検評価表利用の手引き」の再確認 ・ 本日の演習の流れとルールの説明	
展開	目的: 実際の自己点検評価事例を分析し、評価基準に基づく実践的な演習を行う。 ① グループワークの準備(10 分) ・ グループ編成(1 グループ 5～6 名) ・ 配布資料の確認:「自己点検評価実施事例①～③」 ・ 各グループに担当する評価事例を割り当てる(教育課程・学修成果・教育環境など異なる視点を考慮) ② 自己点検評価の実施(40 分) ・ 評価事例の分析(20 分) ・ 配布された評価事例を分析し、評価基準に基づいて点検を実施 ・ 「自己点検評価表利用の手引き」を参照し、評価の妥当性を検討 ・ 改善策の検討(20 分) ・ 自己点検評価結果をもとに、改善策をグループで議論 ・ 実際に学校で活用できる改善施策を考える ③ グループ発表とフィードバック(40 分) ・ 各グループの発表(20 分) ・ 各グループが評価結果と改善策を発表(1 グループ 3～5 分) ・ ファシリテーターによるフィードバック(20 分) ・ ルーブリック評価シートを活用し、グループワークの内容を評価	

	・評価ポイント 1. 論理的な評価が行われているか 2. 自己点検評価基準の適用が適切か 3. 改善策の具体性と実現可能性 4. グループ内の協働と議論の活発さ	
まとめ	目的：学んだ内容を振り返り、今後の実務にどう活かすかを考える。 ・振り返り(5分) ・参加者が「今回の演習で気づいたこと」「今後の実践に活かせること」を発表(または、受講後アンケート調査にて回収) ・今後の活用(5分) ・研修後の実務で意識すべき点を提示 ・質疑応答	

【補足】

- 実務に直結する事例を用いた演習形式
- 自己点検評価基準を理解し、適用する実践的なワークショップ
- ファシリテーターによる具体的なフィードバックで、評価能力の向上を促す

この授業計画により、受講者は自己点検評価の適切な実施方法を理解し、実際の学校運営に活かせるスキルを習得できる。

5-2. 「自己点検評価表作成演習(実践編)」(3.0h)

(1) 到達目標

- ① 自校の自己点検評価(案)を基に、評価基準に沿った適切な自己点検評価表を作成できる。
- ② エビデンス(証拠資料)の重要性を理解し、評価の根拠を明確に示すことができる。
- ③ グループワークを通じて、他校の事例と比較しながら自己点検評価の改善点を発見できる。
- ④ ファシリテーターのフィードバック(ルーブリック評価)を活用し、自己点検評価の精度を向上させる。

- ⑤ 内部質保証の視点から、自己点検評価を教育の質向上に役立てる方法を習得する。

(2) 教材・準備

- ・ 対面によるグループ演習を想定。(1グループ5～6名)
- ・ 対面講座当日までに自校の自己点検評価(案)を作成し、エビデンス(一部のみ)とともに持参させる。
- ・ 4-3「評価基準詳解」にて使用した「自己点検評価表利用の手引き」を持参させる。

(3) 評価方法・評価基準

- ・ ファシリテーターが評価シート(ループリックによる定性評価を含む)を用いて、グループワークでの活動内容を評価。
- ・ 到達目標を達成できているかを確認。

(4) 授業計画

	内容	留意点
導入	目的：自己点検評価の基本概念を再確認し、本演習の目的と進め方を理解する。 ・ オープニング(5分) ・ 授業の目的・到達目標の説明 ・ 自己点検評価の基礎確認(15分) ・ 自己点検評価の意義と目的(内部質保証との関係) ・ 評価基準の確認(「自己点検評価表利用の手引き」を用いる) ・ エビデンス(証拠資料)の重要性 ・ グループワークの進め方と評価方法の説明(ループリック評価を用いたファシリテーターのフィードバック)	
展開	目的：自校の自己点検評価(案)をもとに、具体的な評価表を作成し、実践的な検討を行う。 ① グループワークの準備(20分) ・ 1グループ5～6名に分かれる(異なる学校のメンバーを組み合わせ、多様な視点を持たせる)	

	・各自が持参した自己点検評価(案)とエビデンスを共有 ・各グループのテーマを決定(教育課程・学修成果・教育環境など、評価項目ごとに担当) ② 自己点検評価表の作成・検討(70 分) ・グループ内での討議(30 分) ・持参した自己点検評価(案)を比較し、共通点・相違点を分析 ・既存の評価表の改善点を議論 ・改善した自己点検評価表の作成(40 分) ・ルーブリックを活用し、評価の透明性を高める ・エビデンスを明確にする(評価の根拠となるデータ・文書・指標を整理) ③ グループ発表とフィードバック(50 分) ・各グループの発表(30 分) ・作成した自己点検評価表と改善ポイントを発表(1 グループ 3～5 分) ・他グループの意見を受け、さらに改善点を検討 ・ファシリテーターによるフィードバック(20 分) ・ルーブリック評価を用いて、各グループの取り組みを講評 ・重点ポイント 1. 評価の透明性と客観性が確保されているか 2. エビデンスが適切に活用されているか 3. 改善点が具体的で実行可能な内容か 4. グループ内での議論が活発に行われたか	
まとめ	目的：学んだ内容を振り返り、今後の実務への適用を考える。	

	・ 振り返り(10 分) ・ 「本日の学びで最も重要だと感じたこと」をグループごとに共有 ・ 受講者一人ひとりが、今後の実務で活かしたい点を発表 ・ 今後の実践に向けた指針(10 分) ・ 各自の学校での自己点検評価の改善計画を考える ・ 質疑応答・終了	
--	--	--

【補足】

- 持参した自己点検評価(案)を活用し、実践的な演習を重視
- エビデンスの活用方法を明確にし、評価の客観性・信頼性を向上
- ファシリテーターによるルーブリック評価で、具体的なフィードバックを提供
- 演習を通じて、実務で活かせるスキルとノウハウを獲得する

この授業計画により、受講者は自己点検評価の作成・改善を実践的に学び、教育の質向上に貢献できるスキルを習得できる。

第2編 内部質保証人材育成講座 担当講師養成講座

1. カリキュラム設計

1-1. カリキュラム設計方針

- ・ ニーズを分析し、到達目標を描くとともに、求められる知識・技術・行動特性を整理する。
- ・ 求められる知識・技術・行動特性が身に付けられたことをどのように評価できるか、評価方法・評価基準を作成する。
- ・ 受講対象者(前提とする知識・技術・経験等)を明確にし、学習時間数と学習形態を明確にする。

1-2. 到達目標

- ① 内部質保証の基本概念と意義 を深く理解し、専門学校教育における重要性を説明できる。
- ② 専門学校における内部質保証の具体的な運用方法(自己点検評価・学校関係者評価・第三者評価)を指導できる。
- ③ 評価基準・指標の設定方法とエビデンスの活用 について、受講者に実践的な指導ができる。
- ④ グループワーク・演習を効果的に運営するファシリテーション技術 を習得し、受講者の主体的な学びを促進できる。
- ⑤ 受講者の理解度を把握し、適切なフィードバックを提供 するための評価手法(ルーブリック評価など)を活用できる。

1-3. 評価方法・評価基準

- ・ 知識の習得については、ペーパーテスト(IT を活用するテスト形式を含む)にて確認。
- ・ 技術および行動特性については、実習やグループワークなどで確認するものとして、ファシリテーターが評価シート(ルーブリックによる定性評価を含む)を用いて評価する。

- ・ ペーパーテストの合格基準は正答率 80%以上とする。
- ・ 評価シートの評価基準の詳細(ルーブリック等)は別途とするが、原則として下記の 4 段階評価を用いるものとする。

レベル	評価基準
レベル4	下位者に教えることができるレベル。
レベル3	上位者・周囲の支援を受けず、一人でできるレベル。
レベル2	ほぼ一人でできる。(一部、上位者・周囲の助けが必要なレベル)
レベル1	できていない。(常に、上位者・周囲の助けが必要なレベル)

1－4. 受講対象者

- ・ 内部質保証人材の育成・指導を担う方(その予定の方)
- ・ 内部質保証人材育成講座を受講済みで、下記のコンピテンスを有する方。
 - ① 学校評価の基準に基づいて評価できる。
 - ② 現状を客観的に分析し、改善提案ができる。
 - ③ 改善策を具体的な活動に移し、教育の質向上を図れる。

1－5. 学習時間数および学習形態

総時間数： 12時間（対面講座）

2. プログラム構成

目的:

本プログラムでは、「内部質保証のための自己点検評価演習」や「自己点検評価表作成演習(実践編)」などの演習科目を担当する講師・ファシリテーターを養成する。受講者は、自己点検評価の理論的背景を理解し、ファシリテーション技術を習得し、実践的な指導スキルを身につけることを目指す。

プログラム構成(12 時間)

1 日目(6 時間): 内部質保証と自己点検評価の理解

時間	内容	方法
9:30 10:00	- オリエンテーション - 講座の目的・進め方の説明 - 受講者自己紹介と期待の共有	講義 + ディスカッション
10:00 11:00	- 内部質保証の基本概念 - 内部質保証の目的と意義 - 自己点検評価の役割とプロセス	講義 + 質疑応答
11:00 11:10	- 休憩	
11:10 12:30	- 自己点検評価の基準と方法論 - 「自己点検評価表利用の手引き」を用いた評価基準の理解 - エビデンス収集の手法	講義 + ワークショップ
12:30 13:30	- 昼食	
13:30 15:00	- 自己点検評価の実践 - 過去の事例を用いた自己点検評価の分析 - 実際の学校評価事例を用いた演習	グループワーク
15:00 15:10	- 休憩	
15:10 16:30	- ファシリテーターの役割とスキル - 演習の進行方法(ファシリテーションの基本技術) - 受講者の理解を促進するための質問技法	ワークショップ + ロールプレイ

2 日目 (6 時間): ファシリテーション実践と指導力向上

時間	内容	方法
9:30 - 10:00	前日の振り返り - 学びの整理と共有 - 受講者の課題意識の確認	グループディスカッション
10:00 - 11:00	演習の進行シミュレーション(1) - 自己点検評価演習の模擬授業 - 受講者が交代でファシリテーター役を務める	ロールプレイ
11:00 - 11:10	休憩	
11:10 - 12:30	演習の進行シミュレーション(2) - 評価基準の適用と改善点の指摘 - 演習中のフィードバックの提供技術	ワークショップ
12:30 - 13:30	昼食	
13:30 - 15:00	評価のフィードバック技術 - ルーブリックを用いた評価と助言の方法 - 学習成果を最大化するフィードバックの手法	実践演習
15:00 - 15:10	休憩	
15:10 - 16:30	アクションプランの作成と修了式 - 各自のファシリテーターとしての課題整理 - 研修後の実践計画の発表 - 修了証授与	個人ワーク＋発表 ＋ディスカッション

【特徴】

- 理論と実践をバランスよく学習(講義＋演習＋ロールプレイ)
- ファシリテーション技術の強化(質問技法・フィードバック技法)
- 模擬授業を通じた実践的トレーニング
- 自己点検評価の専門性を深め、指導者としてのスキルを確立

この講座を修了することで、受講者は 内部質保証の専門知識とファシリテーション能力を備えた講師・ファシリテーターとして活躍できるようになる。

【資料】「内部質保証概論」テキスト

令和6年度

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のため
の共通の基盤整備の推進

内部質保証人材育成講座

「内部質保証概論」

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken 1

「内部質保証概論」

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken

はじめに

1. 内部質保証が求められるようになった社会
背景
2. 内部質保証の法的根拠
3. 職業教育の質の保証と情報公開

【内部質保証人材の役割】

内部質保証を担う人材は、専門学校における職業教育の質を維持・向上させるために、学校全体の取組を支える重要な役割を果たす。

- 内部質保証人材は、教育の質向上を支える重要な役割を担う
- カリキュラム・授業・評価・研修など多方面から質保証を推進する
- 学校全体のPDCAサイクルを回し、継続的な教育の改善を行

3

- 「内部質保証人材育成講座」カリキュラム（12時間）

	項目名	時間数
概論	内部質保証概論	1.5 h
	評価概論	1.0 h
各論	学校評価に関連する法令等	0.5 h
	内部質保証のための体制整備	1.5 h
	評価基準詳解	2.5 h
演習	内部質保証のための自己点検評価演習	2.0 h
	自己点検評価表作成演習（実践編）	3.0 h

4

・「内部質保証人材育成講座」カリキュラム①

	項目名	講座内容	時間数
概論	内部質保証概論	内部質保証が求められるようになった社会背景。 内部質保証の法的根拠。 職業教育の質の保証と情報公開。	1.5h
	評価概論	相対評価と絶対評価。 学生の成績評価(アセスメント)と授業評価。 学生アンケート(満足度調査)の分析と評価。	1.0h

・「内部質保証人材育成講座」カリキュラム②

	項目名	講座内容	時間数
各論	学校評価に関連する法令等	学校教育法の一部改正について、ほか、学校評価に関連する法令等について。	0.5 h
	内部質保証のための体制整備	自己点検評価の在り方。 エビデンスの整理方法と文書管理の基礎。客観的評価の手法と評価チームづくり。	1.5 h
	評価基準詳解	令和7年に発行予定の「専修学校における学校評価ガイドライン(改訂版)」(仮称)に基づき、第三者評価等の外部評価への対応にも配慮して、自己点検評価の評価基準について詳解。	2.5 h

はじめに

・「内部質保証人材育成講座」カリキュラム③

	項目名	講座内容	時間数
演習	内部質保証のための自己点検評価演習	本講座全体の総括として位置づけ、概論・各論を通じてここまで学んできた知識を活用して、自己点検評価実施事例を読み解き、グループで議論・検討することで、自己点検評価の技術と行動特性を身につける。	2.0 h
	自己点検評価表作成演習（実践編）	概論・各論を通じてここまで学んできた知識を活用して、対面講座当日までに自校の自己点検評価（案）を作成し、エビデンス（一部のみ）とともに持参する。 グループ内で発表（内容説明）し、意見交換を行うことで、自己点検評価の技術と行動特性を身につける。	3.0 h

7

専門学校の現状について

学校教育法上の位置付け

- 学教法第124条に基づく、教育課程や教員体制の自由度の高い学校。
- 都道府県が所轄庁として設置認可。補助は都道府県単独（国の経常費補助はなし）

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の検討経緯（資料）「専修学校制度の概要」より

修了者の称号、進学資格

【2年課程】

- 専門士の称号（H7～/大臣告示）…文部科学大臣の認定した課程※（現時点で6,681学科（約92%））の修了者
※認定の主な要件…①修業年限2年以上、②授業時数1,700時間以上、③試験等による成績評価
- 大学への編入学資格（H10～/法律）…修業年限2年以上・授業時数1,700時間以上の課程の修了者で、大学入学資格を有する者

【4年課程】

- 高度専門士の称号（H17～/大臣告示）…文部科学大臣の認定した課程※（現時点で478学科（約84%））の修了者
※認定の主な要件…①修業年限4年以上、②授業時数3,400時間以上、③体系的な教育課程編成、④試験等による成績評価
- 大学院入学資格（H17～/省令）…文部科学大臣の指定した課程※（現時点で504学科（約94%））の修了者
※認定の主な要件…①修業年限4年以上、②授業時数3,400時間以上、③体系的な教育課程編成、④試験等による成績評価

職業実践専門課程

- 職業実践専門課程 … 企業との連携に取り組む学校を認定（H26～）。現時点で3,165学科（約43%）
R4から、同課程に上乗せ補助を行う都道府県に特別交付税措置

高等教育の修学支援新制度

- 対象校は78.5%（全2,592校（※）のうち、対象校2,034校）（※）募集停止済み校除く。
- 支援対象人数は約7.5万人。数値は令和4年度実績 専門学校生のうち約29%が所得400万円未満であり、他の学校種と比べて受給率が高い。

学校数の推移

近年は毎年1%程度ずつ減（30校前後）。また、既に募集停止済みの学校が約100校

単位：校	H15	H25	R1	R2	R3	R4	R5	【参考】大学数（※）大学院大学、短大除く。
専門学校総数 (前年比増減)	2,962	2,811	2,805	2,779 (▲0.9%)	2,754 (▲0.9%)	2,721 (▲1.2%)	2,693 (▲1.0%)	単位:校
修学支援新制度 の対象機関数	—	—	—	1,967	2,009	2,033	2,034	H15
								H25
								R5
								大学数
								693
								752
								783
								修学支援新制度 の対象機関数
								—
								—
								774

8

専門学校と他の高等教育機関との比較

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の
検討経緯（資料）「専修学校制度の概要」より

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken

	専門学校 (専門課程を置く専修学校)	大学 (うち学部)	短期大学	高等専門学校
根拠	学校教育法第124条	学校教育法第1条	学校教育法第1条	学校教育法第1条
学校数	2,693校	783校	303校	58校
在籍学生数	555,342人 ※専門課程の在籍者数	2,632,775人	86,689人	56,576人
教育課程	専門学校(4年制) 120単位 ^{※1} 専門学校(2年制) 60単位 ^{※2} (単位制による学科の場合)	124単位	2年制: 62単位 3年制: 93単位	167単位 (商船学科は練習船実習を除く 147単位)
助成	経常費: 都道府県による補助 (R4より、職業実践専門課程の上乗せ補助に対し特別交付税措置) 施設整備費: 私学助成法第16条で同法第10条(施設費)を準用	経常費: 私学助成法第4条 施設整備費: 第10条(施設費)	経常費: 私学助成法第4条 施設整備費: 第10条(施設費)	経常費: 私学助成法第4条 施設整備費: 第10条(施設費)
修学支援新制度	○ (機関要件充足率: 78.5%)	○ (機関要件充足率: 98.3%)	○ (機関要件充足率: 97.3%)	○ (機関要件充足率: 100%)
卒業生の地位・称号	専門士(2年) 高度専門士(4年) (称号・大臣告示)	学士 (学位・法律)	短期大学士 (学位・法律)	準学士 (称号・法律)

(出典) 令和5年度学校基本統計

※1 一定の要件を満たす2年制以上の課程の修了者(大学入学資格を有する者)は大学への編入学が認められる(学校教育法第132条)。

※2 一定の要件を満たす4年制以上の課程で文部科学大臣の指定を受けたものの修了者は、大学院入学資格が認められる(約94%の学科が該当7学校教育法第102条及び学校教育法施行規則第155条)。

9

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken

- ・ 内部質保証とは
- ・ 高等教育における内部質保証
- ・ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン
- ・ 教育振興基本計画
- ・ 専修学校における学校評価ガイドライン
- ・ 職業教育のマネジメントとPDCA
- ・ 職業実践専門課程
- ・ 内部質保証と3つのポリシー
- ・ 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)
- ・ 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約
- ・ 高等教育の修学支援新制度

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-1. 内部質保証とは

- 専門学校における「内部質保証」とは、学校自らが教育の質を継続的に点検・評価し、改善していく仕組みを指します。
- これは、学校の教育が社会の要請に応え、学生に必要なスキルや知識を確実に身につけさせるために重要な取組です。

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-1. 内部質保証とは

1. 内部質保証の目的

- 学生の学びの質を向上させる（知識・技能・態度を確実に習得させる）
- 学校の教育が社会や業界のニーズに適合しているかを確認する
- 学校全体で教育の継続的な改善を行い、信頼性を高める

1-1. 内部質保証とは

2. 内部質保証の主な取り組み

- (1) カリキュラムの管理と改善
- (2) 授業の質向上
- (3) 学生の学習成果の評価
- (4) 教職員の資質向上
- (5) 学校全体の組織的な取組
- (6) PDCAサイクルの活用

1-1. 内部質保証とは

2. 内部質保証の主な取り組み

- (1) カリキュラムの管理と改善
 - ・ 学習成果（ディプロマ・ポリシー）の明確化
 - ・ 卒業時に身につけるべき知識・技能を具体的に定める
 - ・ 例：「〇〇資格を取得」「△△の技術を実践できる」など
 - ・ カリキュラム・マネジメント
 - ・ 教科ごとの学習目標が全体の教育目的に合致しているかを定期的に点検
 - ・ 授業内容が時代遅れになっていないか、最新の業界動向を取り入れる

2. 内部質保証の主な取り組み

(2) 授業の質向上

- ・ 教員の授業評価・自己点検の実施
 - ・ 学生アンケートや授業観察を通じて、教え方や教材を改善
 - ・ 教員同士の授業見学を行い、指導力を向上させる
- ・ アクティブラーニングの導入
 - ・ 実践的な学び（グループワーク、実習、ケーススタディ）を強化し、知識の定着を促す

2. 内部質保証の主な取り組み

(3) 学生の学習成果の評価

- ・ 成績評価の適正化
 - ・ 学生の習熟度を適切に評価し、成績の付け方に偏りがいないかチェック
- ・ ポートフォリオ評価の活用
 - ・ 学生の学習記録や作品を蓄積し、成長を可視化

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-1. 内部質保証とは

2. 内部質保証の主な取り組み

(4) 教職員の資質向上

- 教員研修の実施
 - 指導方法の向上、最新技術の習得、教育法の学習を目的とした研修を行う
- 業界との連携
 - 企業や専門団体と交流し、現場の最新動向を学ぶ機会を設ける

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-1. 内部質保証とは

2. 内部質保証の主な取り組み

(5) 学校全体の組織的な取組

- 内部質保証委員会の設置
 - 教育の質を評価・改善する専門の組織を設け、定期的な点検を行う
- 第三者評価との連携
 - 自校の教育の質を客観的に評価してもらい、改善の参考にする

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-1. 内部質保証とは

2. 内部質保証の主な取り組み

(6) PDCAサイクルの活用

内部質保証の基本は、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルを回すこと。

- ◆Plan（計画）：教育方針やカリキュラムを設計
- ◆Do（実行）：授業や実習を行い、学生の学習を支援
- ◆Check（評価）：授業評価や学習成果を分析し、改善点を見つける
- ◆Act（改善）：評価をもとに教育内容を見直し、次年度に反映

19

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-2. 高等教育における内部質保証

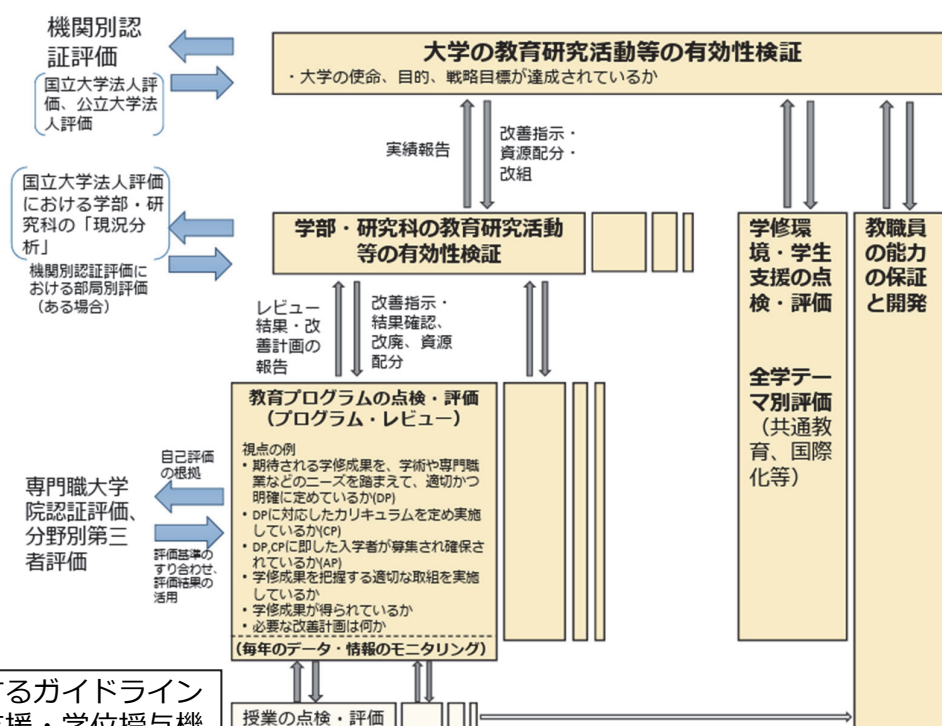


図1 内部質保証システムの全体像

教育の内部質保証に関するガイドライン
国立行政法人大学改革支援・学位授与機構
（質保証システムの現状と将来像に関する研究会）

20

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-3. 民間教育訓練機関における 職業訓練サービスガイドライン

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定

～民間の職業訓練サービスの質の向上を図るための国内初のガイドライン～

平成23年12月22日

厚生労働省は本日、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定しましたので、公表いたします。これは、PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営等により、民間教育訓練機関が実施する職業訓練サービスの質の保証と確保を図るためのツールとして、初めて定めたものです。

【ガイドラインの位置付け】

ガイドラインは、国際規格の「ISO29990」（非公式教育・訓練のための学習サービス・サービス事業者向け基本的要求事項）を踏まえ、民間教育訓練機関が**職業訓練サービスの質の向上を図るために取り組むべき事項を具体的に説明したもので、そうした取り組みを行う際に活用するツールとして位置付けています。**

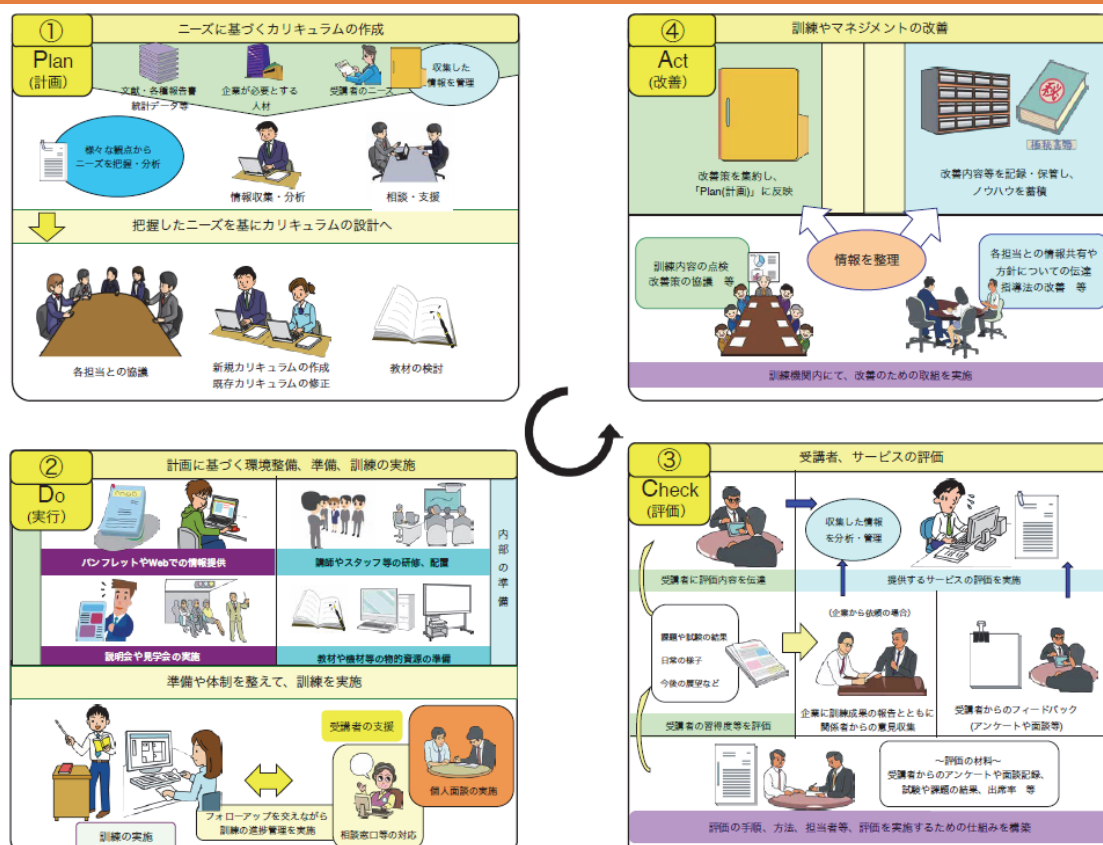
「職業訓練サービスの質の確保・向上」として、
第11次職業能力開発基本計画へと引き継がれている…

21

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-3. 民間教育訓練機関における 職業訓練サービスガイドライン

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken



22

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-4. 教育振興基本計画

教育基本法の第17条の1に基づき、 5か年毎に策定される計画

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第1期教育振興基本計画

(平成20年7月～平成25年3月)

第2期教育振興基本計画

(平成25年4月～平成30年3月)

教育振興基本計画

平成25年6月14日
閣議決定

23

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-4. 教育振興基本計画

基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【基本的考え方】

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

【主な取組】

12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

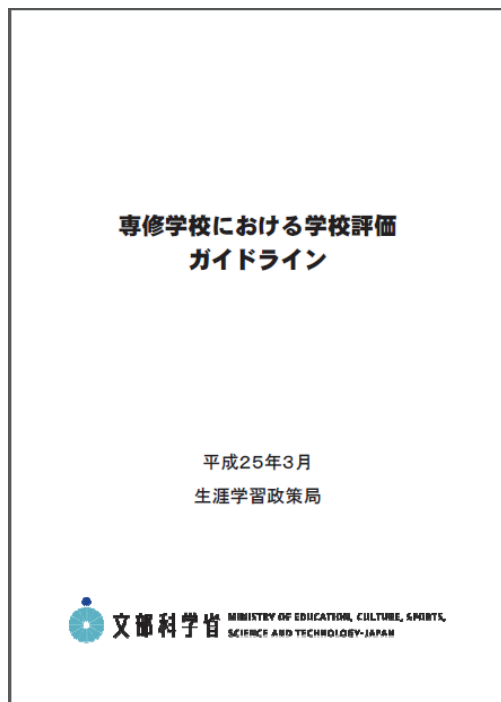
- ・ 民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO29990（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）（※）等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実に図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策30-1に記載した取組を進める。

※ 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構（ISO）が発行した国際規格。

24

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-5. 専修学校における学校評価 ガイドライン



目次

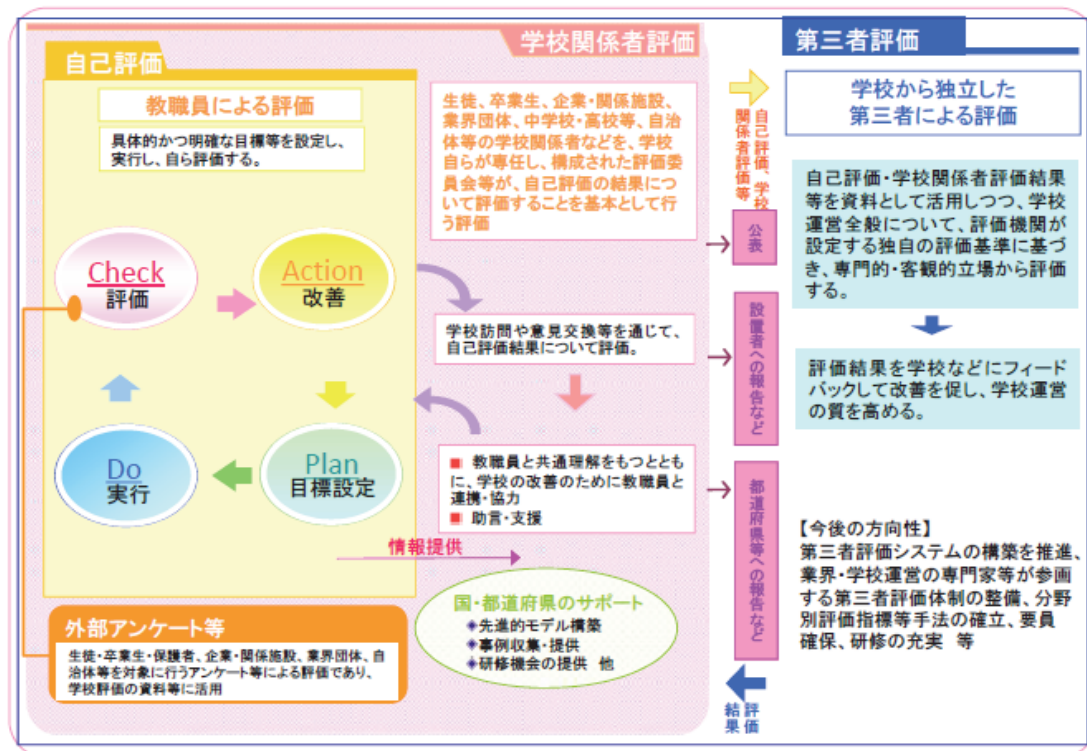
1. 専修学校における学校評価	
(1) 背景・現状	P4
(2) 目的・定義等	P6
(3) 課題	P10
(4) 学校評価により期待される取組と効果	P12
2. 専修学校における学校評価の実施・公表	
(1) 自己評価	P12
(2) 学校関係者評価	P16
(3) 第三者評価	P17
(4) 評価主体・体制等	P20
(5) 学校評価の評価結果の公表・報告と支援・改善	P21
(6) 実効性の高い学校評価の促進のための国、都道府県等の役割	P22
(7) 学校評価を通じた教職員の資質向上	P23
(8) 分野、職域などの特性	P24
3. 積極的な情報提供・情報公開	
(1) 専修学校における積極的な情報提供・情報公開	P26
(2) 課題	P27
(3) 積極的な情報提供の必要性と期待される効果	P27
(4) 情報提供の在り方	P28
(5) 留意事項	P29
(6) 情報提供等への取組に関するガイドライン	P29

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-5. 専修学校における学校評価 ガイドライン (平成25年3月 文部科学省)

専修学校における学校評価・情報公開のイメージ

別添1



1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-6. 職業教育のマネジメントとPDCA

本手引では、職業教育マネジメントのポイントを専門学校の「目的・使命」「教育体制」、及び「職業教育の特徴」に沿って、整理しました。



「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」2020年8月6日株式会社三菱総合研究所（令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」成果物）

- ・ 産業界のニーズに即応した職業人材を養成する
- ・ 学生の職業人としてのスキルとキャリアへの意識を実践レベルまで育成する
- ・ 学生が単に就職することだけではなく、より良い職業人人生を送ることを支援する

- ・ 多様な教員（企業等から派遣される非常勤教員等）が教育上の重要な役割を担っている
- ・ 教員一人当たりの学生数が少なく、きめ細やかな指導が可能
- ・ 学校教職員のうち、マネジメントに関わる職員が少ない

- ・ 産業界、企業等との密接な連携に基づく教育プログラム
- ・ 実習・演習等を主体とした教育課程
- ・ コアカリキュラムとの関係を含め、分野ごとの教育内容が大きく異なる

27

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-6. 職業教育のマネジメントとPDCA

職業教育マネジメントのポイント

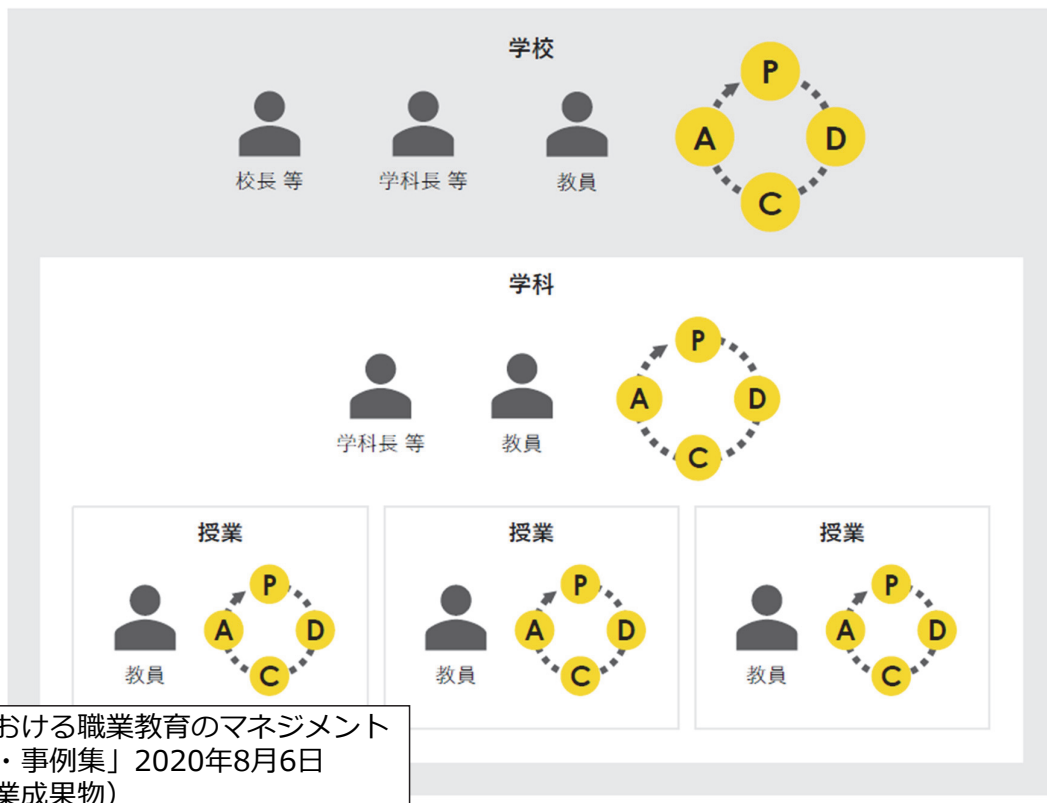
- ・ 企業、産業界のニーズ（顧客の要望や満足への対応を含む）を把握すること
- ・ 職業人育成のための実践的な教育課程を整備・実施すること
- ・ 学生の現状を、学校組織全体で把握・共有・活用すること
- ・ 企業等と組織的に連携し、協力体制を構築すること
- ・ 多様な教員を適切に支援し、きめ細やかな指導の質を保証すること

「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」2020年8月6日（三菱総研事業成果物）

28

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-6. 職業教育のマネジメントとPDCA



29

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-7. 職業実践専門課程

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議
の検討経緯（資料）「専修学校制度の概要」より

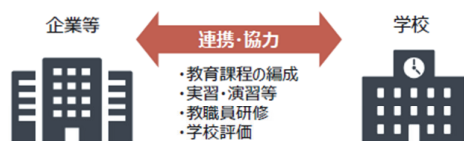
職業実践専門課程とは

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

認定要件

- 専門士※又は高度専門士※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して学校関係者評価と情報公開を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定
※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 1,093校 3,165学科（令和5年3月時点）

認定割合は、全専門学校の約 4 割

質の保証

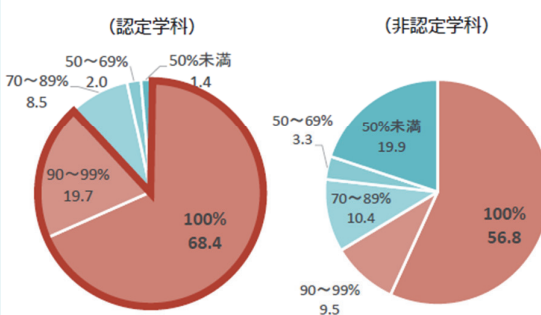
- 3年に一度フォローアップを実施。認定要件を満たさない場合は認定取消。
- 今後、認定学科に対する第三者評価の段階的な義務化を検討。

認定の効果・成果

政策上の効果

- 職業実践専門課程を対象とした都道府県の上乗せ補助に対する特別交付税措置（総務省、文部科学省）
- 教育訓練給付金の対象（厚生労働省）

認定による成果（就職率の割合）

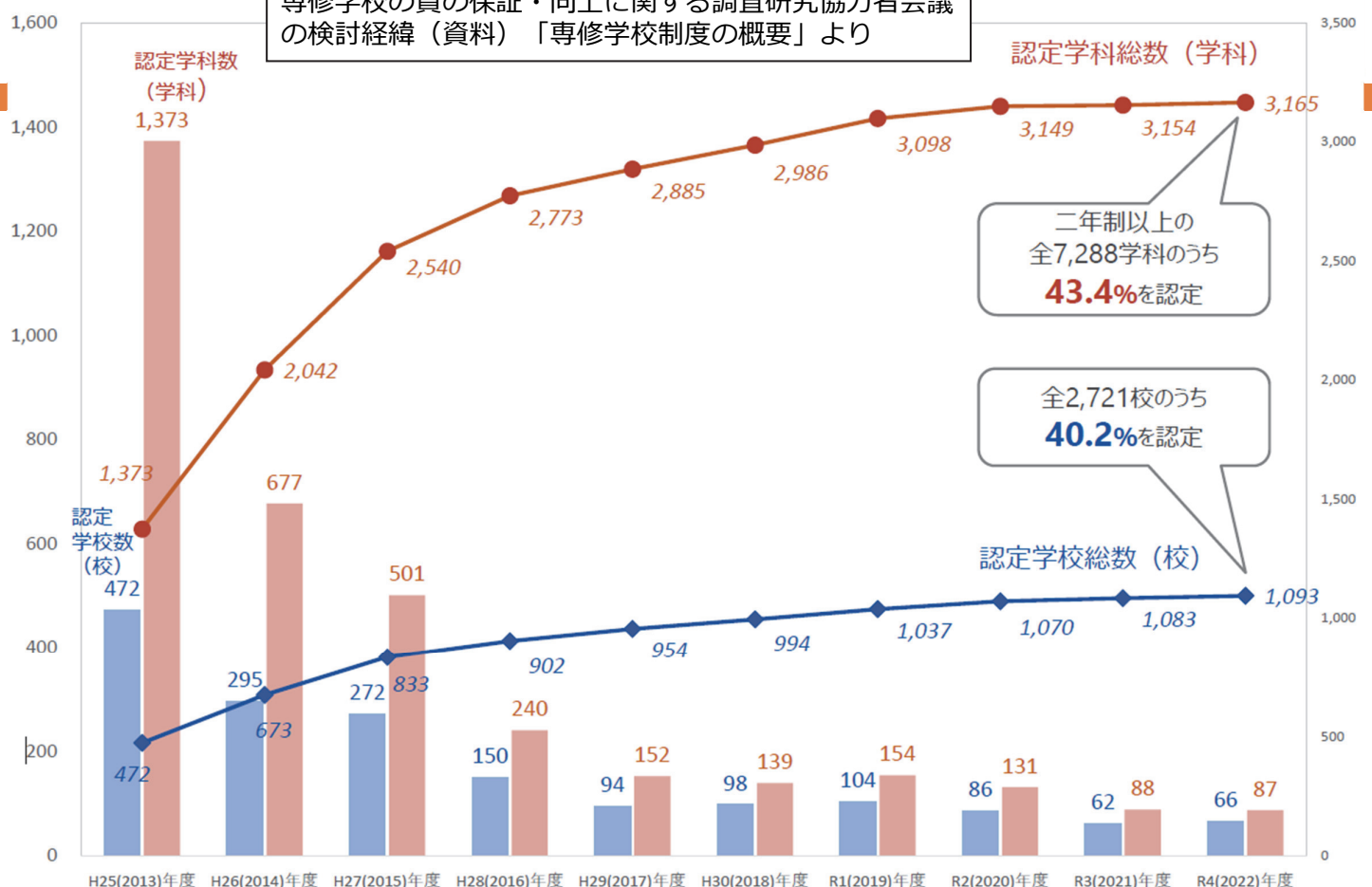


出典：平成28年度「職業実践専門課程」の実施状況に関する調査研究（三豊総合研究所）
※ 各施設の中核値を用い、学科ごとの就職率から平均を求めた認定学科は95.3%、非認定課程は81.1%、全体平均は85.5%
（学科ごとの就職率に基づき、認定学科は就職率が大きい傾向があり、学生数に基づき非認定課程は多い傾向がある。平成28年度4月1日現在の就職率は7.0%。上記は全体平均の就職率。上記は加算平均の算出。三豊調査における学校回答の母数を就職希望者ではなく卒業生とした学校が含まれることが原因と考えられる。

30

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の検討経緯（資料）「専修学校制度の概要」より



職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **35都道府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。（※令和5年度。実施都道府県は下図のとおり。）
- ・ 職業実践専門課程が制度化（平成26年度）された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加。**
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置。**

参考：職業実践専門課程の認定状況
(令和5年3月27日時点)

- ・ 学校数：1,093校(40.2%)
- ・ 学科数：3,165学科(43.4%)

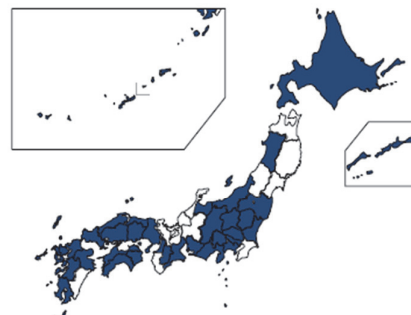
※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,721校)、修業年限2年以上の全学科数(7,288学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数
(令和5年12月時点)

令和3年度：19都道府県
令和4年度：25都道府県



令和5年度：35都道府県
※特別交付税措置対象



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体（令和5年12月時点）
(北海道、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の検討経緯（資料）「専修学校制度の概要」より

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-8. 内部質保証と3つのポリシー

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken

- 各教育プログラムは、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー）を策定している。
- 中央教育審議会大学分科会大学教育部会『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（平成28年3月31日）を参考にして、3つのポリシーを定め、内部質保証の基礎とする。
- 上記ガイドラインに述べられているように、3つのポリシーの策定単位の原則として学位プログラムである。ただし、アドミSSION・ポリシーについては入学試験や学生受入を実施する単位にあわせて策定する。カリキュラム・ポリシーについては授業や教育プログラムを単位として策定する。また、研究科単位や大学単位で3つのポリシーの1部あるいは全てを策定することも考えられる。
- 教育プログラムを単位としてカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーを策定せず、異なるカリキュラムを有している複数の教育プログラムをまとめて一つのポリシーを策定している場合には、それによって質保証がなされるのかを説明することが必要である。

教育の内部質保証に関するガイドライン

国立行政法人大学改革支援・学位授与機構（質保証システムの現状と将来像に関する研究会）

33

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-9. 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken

➤ 給付を受けることができる方（対象者）

- 在職者（雇用保険の被保険者）又は雇用保険の被保険者でなくなった（離職した）日から1年以内（妊娠、出産、育児、疾病等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内）の者
- 雇用保険の加入期間が1年以上（専門実践教育訓練の場合は2年以上）である者

➤ 給付の額

- 専門実践教育訓練では最大で受講費用の70%を支給（年間上限56万円・最長4年）。

➤ 対象となる講座

- 情報処理技術者資格、簿記検定、訪問介護員、社会保険労務士資格などをを目指す講座など、労働者の職業能力開発を支援する多彩な講座（次の1～3の教育訓練のうち、受験率、合格率、就職・在職率などの指定基準を満たすものとして、厚生労働大臣が指定した講座（専門実践教育訓練）が対象）
- <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>（教育訓練講座検索システム）にて検索可能

対象講座

対象の教育訓練は、約14,000講座。
具体的な講座は、教育訓練給付制度【検索システム】で検索できます。
オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の70% 【年間上限56万円・最長4年】 を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目指す講座 ・介護福祉士、社会福祉士、看護士、美容師、歯科技術士、保育士、調理師 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学などの課程 ・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 受講費用の40% 【上限20万円】 を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目指す講座 ・介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
一般教育訓練 受講費用の20% 【上限10万円】 を受講者に支給	資格の取得を目指す講座 ・英語検定、簿記検定、IT/CSポート など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目指す講座

34

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-9. 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）

1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程※1

〔訓練期間は1年以上3年以内（職業能力開発局長の定める1年未満の養成課程を含む）〕

対象となる業務独占資格※2

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士

対象となる名称独占資格※3

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師

等

※1 養成施設の課程とは、国や地方公共団体の指定などを受けて実施される課程で、
①訓練修了で公的資格を取得 ②公的資格試験の受験資格を取得 ③公的資格試験の一部免除が可能になる課程

※2 資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格

※3 資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格

※4 必置資格（事業所などで管理監督者などとして有資格者の配置が義務づけられている資格）は、上記※2及び※3の定義にある法令上の禁止規定がない場合にはこれらの資格に該当しないため、新しい教育訓練給付制度の対象講座にはなりません

2 専門学校の職業実践専門課程〔訓練期間は2年〕

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定したもの

3 専門職大学院〔訓練期間は2年または3年以内〕

高度専門職業人の養成を目的とした課程

35

1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-10. 高等教育の資格の承認に関する アジア太平洋地域規約

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

【平成29年12月6日締結】

背景

- 1983年:ユネスコの下で前身の規約を採択。職業資格を含む等の問題点があったため、2007年以降、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において本規約を採択。

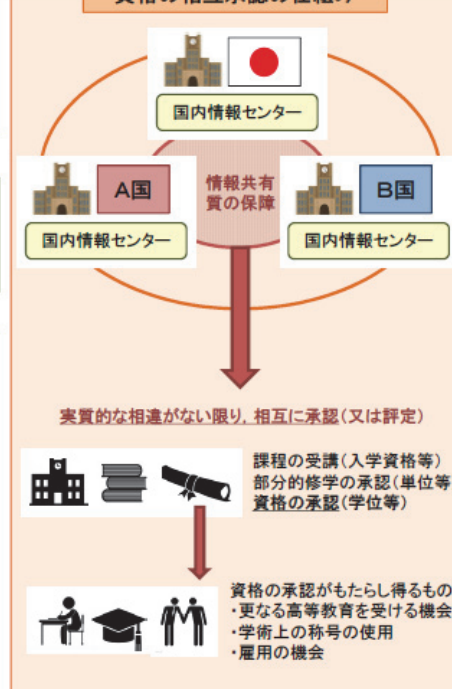
目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。（第3章）
- ◆ 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格（含：オンライン学習等による資格）を承認又は評定する。
 - ①高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）（第4章）
 - ②部分的な修学（単位等）（第5章）
 - ③高等教育の資格（学位等）（第6章）
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。（第8章）

資格の相互承認の仕組み



36

For international mobility and quality in higher education

高等教育資格承認情報センター

National Information Center for Academic Recognition Japan

 学校名で検索

 専門学校

 専門士

 群馬県

 検索


1. 内部質保証が求められるようになった社会背景

1-11. 高等教育の修学支援新制度

 一般社団法人
 ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
 全国専門学校教育研究会
 Zen Sen Ken

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）より】

* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象）【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算（案） 4,882億円

 授業料等減免 2,528億円※
 給付型奨学金 2,354億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額（案） 5,274億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給

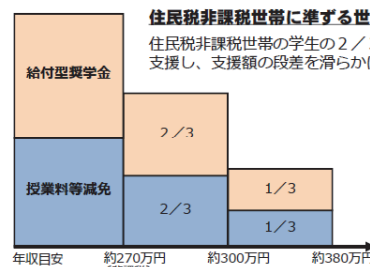
○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）

2. 内部質保証の法的根拠

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の検討経緯（資料）「専修学校制度の概要」より

専修学校に関するこれまでの主な制度改革等の概要

	昭和51年 制度発足	昭和57年 私立学校振興助成法改正	平成18年 教育基本法改正	令和5年7月現在
称号		【平成7年】 「専門士」の称号付与 専門課程・2年以上、試験等 に基づく課程修了の認定等	【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 専門課程・4年以上、試験等に基づく課 程修了の認定等	
院との接 続		【昭和60年】 【高等課程・3年以上】 大学入学資格の付与	【平成10年】 【専門課程・2年以上等】 大学編入学資格の付与	【平成17年】 【専門課程・4年以上等】 大学院入学資格の付与
教育の質の 向上	専修学校制度の施行		【平成14年】 情報の積極的 提供の義務化 自己点検・評価等 の努力義務化	【平成16年】 財務情報の公 開の義務化 【平成19年】 自己評価の義 務化等・学校関 係者評価の努 力義務化 【平成24年】 単位制・通信 制の制度化 【平成25年】 「職業実践専門 課程」制度創設 「専修学校にお ける学校評価ガ イドライン」の策 定 【平成30年】 「キャリア形 成促進プロ グラム」制度 創設 【令和5年】 基幹教員の創設、情報関係学科に おける必要教員数の算定に関する 特例 「外国人留学生キャリア形成促進プ ログラム」制度創設 私立学校法改正（令和7年度施行）
学校間にお ける評価		【平成3年】 大学等にお ける専門学 校教育の単 位認定	【平成5年】 高校にお ける専修学 校教育の単 位認定 【平成11年】 専修学校にお ける大学等の学修 の履修認定に係 る範囲拡大 【1/4→1/2】	【平成24年】 専修学校が授業科目の履 修とみなすことができる学 習の範囲の拡大（高等学 校専攻科、職業訓練等） 【令和4年】 専修学校が授業科目 の履修とみなすことが できる学習の範囲の 拡大（特別の課程履 修の単位認定）
助成・税制	【昭和55年】 日本育英会奨 学金事業の対 象化 【昭和41年】 勤労学生控除 制度創設	【昭和60年】 大学等にお ける専修学校 補助等に関する地 方交付税措置 【昭和58年】 学校法人・専修学 校法人への施設整 備費創設	【平成18年】 勤労学生控除 制度の対象者 拡大 【平成22年】 高等課程生徒に 対する「高等学 校等就学支援 金」の支給 【平成23年】 学校法人・専修 学校法人等に対 する個人からの寄 付の税額控除 の導入（平成27 年及び平成28 年に要件緩和）	【平成25年】 高等専修学校の授業料 減免措置に関する地方 交付税措置を開始 JASSO奨学金事業の 対象拡大（専門学校の 修業年限2年未満の 課程も新たに対象化） 【平成29年】 給付型奨学金 （平成30年から本格実施） JSC災害共済給付制度の 高等課程対象化 【令和2年4月】 高等教育の修学 支援新制度 【令和4年4月】 職業実践専門課程 認定校に対する特 別交付税措置

39

2. 内部質保証の法的根拠

学校教育法の一部を改正する法律の概要

一般社団法人
ZENKOKU SENMONGAKKO KYOIKUKENKYUKAI
全国専門学校教育研究会
Zen Sen Ken

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスクリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、**専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。**

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
【第125条関係】

※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。【第128条関係】

- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

【第124条関係】

2. 内部質保証の法的根拠 学校教育法の一部を改正する法律の概要

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。【第125条の2 関係】
- ※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
- ※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。【大学等における修学の支援に関する法律第2条 関係】
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は**専門士と称する**ことができることとする。【第131条の2、第132条 関係】

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。【第132条の2 関係】

施行日

令和8年4月1日

41

2. 内部質保証の法的根拠 第三者評価の努力義務化

専門学校を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める【第132条の2】

- 「大学と同等の項目での自己点検評価」とは、
⇒ 教育の質や学校運営の改善を図るために評価すべき基本的なポイントについて、職業教育のマネジメント（大学では教学マネジメント、PDCAサイクル）を意識して行われる自己点検評価のこと
- 「外部の識見を有する者による評価」とは、
⇒ 例えば、第三者組織が選定した評価者及び評価項目等によって行われる**第三者評価**のこと【努力義務】

42

3. 職業教育の質の保証と情報公開

教育の質を保証するだけでなく、それを「見える化」し、社会に伝えること（情報公開）が求められています。

- なぜ情報公開が必要なのか？
 - 学校の信頼性を向上させる（学生・保護者・企業が安心して学校を選べる）
 - 社会の要請に応える（教育の透明性を確保し、より良い改善につなげる）
 - 学生募集や就職支援につながる（教育成果を示すことで、企業や学生に選ばれる学校になる）